

東御市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案

1 制定の背景

誰しもが、ある日突然予期せぬ犯罪等に巻き込まれる恐れがあります。実際に、ご家族の生命を奪われたり、傷害を負わされたり、財産を失ったりといった犯罪に遭われた被害者の方々は、これまでの生活を立て直すこともままならない苦しい状況に陥ることがあります。

さらに、周囲の無理解や偏見、配慮に欠けた言動等による心身の不調等の二次被害や加害者から再被害を受けるかもしれない恐怖や不安に苦しめられることで、精神的にも肉体的にも追いつめられてしまう状況にもなります。

このような犯罪被害者等に対し、基本的人権を守り、個人の尊厳が尊重される支援が求められております。

こうした中、平成16年12月8日に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の支援が社会全体の責務となっており、地方公共団体の責務として、同法第5条に「地方公共団体は、基本理念に則り、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記され、条例を制定する動きが広まってきました。

県内では令和5年4月1日現在、長野県と4町村で施行されており、本市としても犯罪被害者等に対する支援策を講じる必要があります。

2 制定の目的

犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市の責務と市民等と事業所の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復や軽減、犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護や被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とします。

3 定義

(1) 犯罪等 ※1

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

(2) 犯罪被害者等 ※2

犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいいます。

(3) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいいます。

(4) 市民

本市において住民基本台帳に記録されている者をいいます。

(5) 市民等

市民及び市内に居住又は、勤務若しくは在学する者、市内で活動を行う個人並びに団体をいいます。

(6) 事業者

市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

(7) 関係機関等

国、県その他の地方公共団体の機関及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいいます。

(8) 二次被害

犯罪者等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員、その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等による、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいいます。

(9) 再被害

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいいます。

4 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。
- (2) 犯罪被害者等支援は、被害又は二次被害の有無等の状況及び原因や、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- (4) 犯罪被害者等支援は、関係機関等及び市民等その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

5 市の責務

基本理念に則り、関係機関等、市民等、事業所との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に実施します。

6 市民等及び事業者の役割

- (1) 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めます。
- (2) 市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めます。

7 基本的施策

- (1) 相談及び情報の提供等
- (2) 日常生活の支援
- (3) 居住の安定
- (4) 雇用の安定
- (5) 経済的負担の軽減
- (6) 市民理解の増進

(1) 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等がその受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、心身の状況等を含めた相談及び利用できる市の実施している

保健・医療・福祉・保育等に関わる情報の提供等の必要な支援を実施します。

(2) 日常生活の支援

市は、犯罪被害者等への加害者からの再被害や行政、事業所、報道機関、近隣住民等からの二次被害を防止し、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう情報の提供、被害防止に関する助言等の支援を行うよう努めます。

(3) 居住の安定

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は再被害及び二次被害を防止するため、市営住宅への入居における特別な配慮、一時的な利用のための住居の提供その他必要な支援を行います。

(4) 雇用の安定

市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と協力し情報提供などを行うとともに、事業者に対し犯罪被害者等が置かれている状況や支援についての理解及び二次被害の防止等に係る啓発について必要な支援を行うよう努めます。

(5) 経済的負担の軽減

市は、犯罪被害者等が犯罪等に起因する被害を受けた後に、経済的な困窮に直面する状況があることから、経済的負担の軽減を図るため、助成に関わる情報の提供や施策を講じます。

(6) 市民等理解の増進

市は、犯罪被害者等を巡る状況や支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について市民等や事業所、学校等での理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることがないように、広報、啓発、教育の充実等の実施に努めます。

※1 「犯罪」とは、殺人や強盗、放火、強姦性交、傷害等、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為をいいます。

また、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科せられる行為ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいい、例えば、虐待、DV、ストーカー行為、性暴力等が該当します。

※2 「家族又は、遺族」には、事実婚やパートナーシップの事情にある方を含みます。

犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案
意見の募集期間	令和5年4月10日（月）～ 令和5年5月10日（水）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、東部人権啓発センター、総合福祉センター、中央公民館、市立図書館、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 4人 (2) 提出意見数 57件
実施機関	東御市 市民生活部 人権同和政策課 人権同和政策係 電話：0268-64-5902 ファックス：0268-64-5011 電子メール：jinken-douwa@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	4	8
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	3	20
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	2	5
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など	0	0
E	その他のご意見（質問、感想等）。	4	24
計		13	57

※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数（4人）と一致しません。

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	<p>「実施要綱について」</p> <p>2023年4月10日東御市ホームページにパブリックコメント実施要綱が掲載されたが、閲覧配布場所においては配布されなかった。実施目的を記載した実施要綱の配布が必要である。</p>	<p>ホームページへの掲載予定内容が実施要綱となっております。</p> <p>配布場所に、実施要綱の設置がなかったことについてお詫び申し上げます。</p>	E
2	<p>「骨子案でのパブリックコメントについて」</p> <p>骨子案だけでなく、犯罪被害者等支援条例、犯罪被害者等支援計画、犯罪被害者等支援金支給要綱、犯罪被害者等日常生活支援要綱、逐条解説が策定されることを前提とした。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>	C
3	<p>「骨子案でのパブリックコメントについて」</p> <p>骨子案は条例の制定に向けての骨格であるが、今回は条例案自体のパブリックコメントではない。骨子案によるパブリックコメントの募集の目的を明らかにすることを提案したい。</p>	<p>条例の基本的施策を定めた骨子案によりパブリックコメントを実施し、いただいたご意見を条例に反映させることを目的としております。</p>	E
4	<p>「制定の目的について」</p> <p>「基本理念を定め」ることで明らかにすること、「犯罪被害者等支援の基本事項を定め」ることで実現したいとすること、「市民が安心して暮らせるまちづくりの実現」の三項目が一文で記載されているため難解となっており、「犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定めることにより、市の責務と事業者の役割を明らかにするとともに」「犯罪被害者等支援の基本事項を定めることにより、犯罪被害者等の被害の早期の回復や軽減、生活の再建及び権利利益の保護を図り、「もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、市民が安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とします。」への変更を提案したい。</p>	<p>今後の参考にさせていただきます。</p>	C
5	<p>「定義 犯罪について」</p> <p>犯罪等の位置付けを整理することを提案したい。</p>	<p>条例の逐条解説で整理してまいります。</p>	B
6	<p>「定義 市民について」</p> <p>骨子案において、「市民等」は記載があるが「市民」の記載がない。予定される条例または計画ないしは要綱等において「市民」の記載が予定されているか。「市民等」で記載すれば十分であり、定義(4)市民は不要である。</p>	<p>ご意見を参考に、条例(案)において反映させていただきます。</p>	B

7	<p>「定義 市民等について」</p> <p>「市民等」に「団体」を含めるのか、「民間の団体」は「関係機関等」にも記載があるため、「市民等」から削除すべきである。</p>	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B
8	<p>「定義 二次被害、行政機関の職員について」</p> <p>定義の二次被害における行政機関の職員を入れることは、市の責務と相容れないのではないか。</p>	ご意見については、参考にさせていただきます。	E
9	<p>「定義 再被害の追加について」</p> <p>犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。</p>	ご意見については、定義の中に既に反映されております。	A
10	<p>「基本理念について」</p> <p>基本理念(1)の「犯罪被害者等の個人としての尊厳」は「犯罪被害者等の個人の尊厳」とした方がよいのではないか。</p>	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B
11	<p>「基本理念について」</p> <p>「被害又は二次被害の有無等の状況」の「有無等」は必要ないのではないか。</p>	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B
12	<p>「基本理念について」</p> <p>「犯罪被害者等支援に関係する者」とは「関係機関等」であるため、市及び「関係機関等」の実施する「犯罪被害者等支援」に、同列に「市民等その他の犯罪被害者支援に関係する者」を加えることは無理があると考えます。</p>	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B
13	<p>「基本理念について」</p> <p>犯罪被害者等支援の4項目は共通しており抽象的で違いが理解できない。(1)個人の尊厳を尊重した支援(2)被害状況等に対する支援(3)必要な支援の提供、(4)関係機関等による連携した支援などのような明確な記載を提案したい。</p>	ご意見については、参考にさせていただきます。	E
14	<p>「基本理念について」</p> <p>被害者が二次被害及び再被害を受けることを防止すること。</p>	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B
15	<p>「市の責務について」</p> <p>「事業所」は「事業者」ではないのか。</p>	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B
16	<p>「市の責務について」</p> <p>市による施策の実施は責務であるのに反して「市民等及び事業者の役割」は努力義務であるため、「関係機関等」すなわち「国県その他の地方公共団体の機関及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体」との適切な役割分担を踏まえて」施策を実施する責務を有する。施策を実施する責務を有する「関係機関等」に「市民等、事業者」は含めないほうが</p>	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B

	よいと考える。		
17	「市の責務について」 市の責務に「総合的に」を加えることには違和感がある。	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B
18	「市民等及び事業者の役割について」 市民等及び事業者の役割について、それぞれ独自の役割を盛り込むことを提案したい。	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B
19	「基本的施策 相談及び情報の提供等について」 「相談及び情報の提供等」は「関係機関等」による相互の連携及び協力の下で行われるため、「市の実施している」の文言は必要ないのではないか。	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B
20	「基本的施策 相談及び情報の提供等について」 被害直後から発生する様々な手続きについてワンストップで対応する総合的支援体制をつくること。	ご意見については、参考にさせていただきます。	E
21	「基本的施策 相談及び情報の提供等について」 総合支援窓口の設置を明記すること。	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B
22	「基本的施策 相談及び情報の提供等について」 可能であれば専門職を総合窓口配置すること。	ご意見については、参考にさせていただきます。	E
23	「基本的施策 相談及び情報の提供等について」 罪状に関わらず広く支援対象とすること。（財産犯、親族間犯罪等）	ご意見については、参考にさせていただきます。	E
24	「基本的施策 相談及び情報の提供等について」 被害者等が直面している問題についてプライバシーが守られ、落ち着いて話せる環境で相談に応じること。	ご意見については、参考にさせていただきます。	E
25	「基本的施策 相談及び情報の提供等について」 被害者等からの相談を待つのではなく、必要としている支援を受けられるよう積極的に関わる姿勢で支援を行うこと。	ご意見については、参考にさせていただきます。	E
26	「基本的施策 相談及び情報の提供等について」 被害者等が犯罪等により、心身に受けた影響から早期に回復できるよう状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けられるよう必要な施策を講ずること。	ご意見については、参考にさせていただきます。	E
27	「基本的施策 相談及び情報の提供等について」 被害者等が未成年であるときは、発達段階に応じた十分な配慮を行うこと。	ご意見については、参考にさせていただきます。	E

28	「 基本的施策 相談及び情報の提供等について 」 関係機関等と連携し、病院等への付き添い、送迎、家事、育児、介護、日常生活の支援のための援助者の派遣等、必要な支援を行うこと。	ご意見については、参考にさせていただきます。	E
29	「 基本的施策 相談及び情報の提供等について 」 被害後早期から行える支援を実現すること。	ご意見については、参考にさせていただきます。	E
30	「 基本的施策 相談及び情報の提供等について 」 被害者等が日常生活をできるだけ円滑に安心して営むことができるための施策を講ずること。	ご意見については、参考にさせていただきます。	E
31	「 基本的施策 日常生活の支援について 」 犯罪被害者への加害者からの再被害を防止は、長野県警察との連携が必須である。また、行政、事業所、報道機関、近隣住民等からの二次被害の防止は関係機関等との連携が必要である。これらの点から『市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう日常生活の支援に関する「情報の提供」及び「助言等の支援」を行います。』を別に記載することを提案したい。	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B
32	「 基本的施策 日常生活の支援について 」 被害者等の安全を確保するため、保護、防犯に係る指導及び助言を行うこと。	ご意見については、参考にさせていただきます。	E
33	「 基本的施策 日常生活の支援について 」 被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保及び、その他の必要な施策を講ずること。	基本理念の中に既に、反映されております。	A
34	「 基本的施策 住居の安定について 」 「市営住宅の入居における特別な配慮」「一時的な利用」も市営住宅への入居における配慮とすることで足りる。「特別な配慮」というより「住居の提供その他の必要な支援を行います」である。	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B
35	「 基本的施策 住居の安定について 」 従前の住居に居住することが困難となった被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用や住居の提供その他の必要な施策を講ずること。	基本的施策の中に既に反映されております。	A
36	「 基本的施策 住居の安定について 」 二次被害及び再被害を防止するため、市営住宅への入居における特別な配慮を行うこと。	基本的施策の中に既に反映されております。	A
37	「 基本的施策 住居の安定について 」 市営団地の入居等に当たり、一時避難、長期入居ともに、保証人不要として頂きたいと思います。又、強制では無い	基本的施策の中に既に反映されております。	A

	にしる団地内自治体活動も不可能な場合が多いと思うので、その秘匿性も考慮しつつ身の安全とプライバシー保護と共に、生活の負担とならない配慮を市として行ってほしい。		
38	「 基本的施策 雇用の安定について 」 犯罪被害者等が安心して暮らすため、就労及び勤務条件並びにその他必要な各種手続について、事業者に対し十分に配慮するよう必要な支援を行うものとする。	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B
39	「 基本的施策 経済的負担の軽減について 」 犯罪被害者等の日常生活及び就学における犯罪等に起因する困窮に経済的負担の軽減を図るために、見舞金の支給、無利子の貸付金の斡旋等必要な経済的支援を行うこと。	今後の参考とさせていただきます。	C
40	「 基本的施策 経済的負担の軽減について 」 犯罪被害者等給付金等助成に関する情報の提供にとどまるのか、東御市支援金の支給などを行うのか、施策を講ずるものとするという中身を記載することを提案したい。	今後の参考とさせていただきます。	C
41	「 基本的施策 経済的負担の軽減について 」 世帯分離している家族・親族の医療費負担についても、被害者本人と同様に支援対象としてほしい。（薬、カウンセリング、入院）	ご意見については、参考とさせていただきます。	E
42	「 基本的施策 経済的負担の軽減について 」 交通事故（死亡事故）の場合でも、保険金が受け取れる迄の間経済支援、例えば貸付制度等もあった方が当人は助かると考えます。	ご意見については、参考とさせていただきます。	E
43	基本的施策 市民等理解の増進について 「市民等理解の増進」は「市民等及び事業者の理解の増進」としたい。「犯罪被害者等を巡る」は「犯罪被害者等の置かれた状況」が望ましい。	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B
44	「 基本的施策 市民等理解の増進について 」 「学校等」は「市民等」に含めたい。	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B
45	基本的施策 市民等理解の増進について 「「犯罪被害者等を地域社会で孤立させることがないよう」にするため「広報、啓発、教育の充実等」を行うものとする」と記載し、努力義務である「努めます」との記述としないことを提案したい。	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B

46	<p>「基本的施策 市民等理解の増進について」</p> <p>被害者等が置かれている状況、支援の必要性等について市民等の理解を深めるため、二次被害を防止し、被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため広報、啓発、教育の充実その他必要な施策を講ずること。</p>	基本的施策の中に既に反映されております。	A
47	<p>「基本的施策への追加 損害賠償に関する支援について」</p> <p>犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求の訴訟及び取り立てに関し必要な支援を行うこと。</p>	ご意見については、参考とさせていただきます。	E
48	<p>「基本的施策への追加 学校における教育について」</p> <p>学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して被害者等が置かれている状況、支援の必要性、二次被害防止の重要性等について理解を深めるための教育その他必要な施策を講ずること。</p>	学校に関連する者は、市民等及び事業者に含まれますので、既に反映されております。	A
49	<p>「基本的施策への追加 学校における教育について」</p> <p>被害者等が児童または生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じて十分な配慮を行うこと。</p>	基本的施策の中に既に反映されております。	A
50	<p>「その他への追加 犯罪被害者等基本計画について」</p> <p>施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等基本計画を定めること。又変更しようとするときは、犯罪被害者等支援における様々な領域の有識者・犯罪被害等当事者の意見が十分反映されるよう努めること。</p> <p>この計画には、支援体制の整備、個人情報の適切な管理、財政上の措置の必要が盛り込まれること。</p>	今後の参考とさせていただきます。	C
51	<p>「その他への追加 刑事に関する手続きについて」</p> <p>被害者等が被害に係る刑事手続に適切に関与することができるよう、環境整備、経済的援助、相談機関及び支援団体の紹介等、必要な施策を講ずること。</p>	ご意見については、参考にさせていただきます。	E
52	<p>「その他への追加 人材育成について」</p> <p>犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性を理解し、適切な支援を行うため、支援にかかわる人材の育成を図ること。</p>	ご意見については、参考にさせていただきます。	E
53	<p>「その他への追加 人材育成について」</p> <p>被害者等の支援に必要なスキルを身につけるための職員等に対する研修、その他の必要な施策を講ずること。</p>	ご意見については、参考にさせていただきます。	E
54	<p>「その他への追加 民間支援団体に対する支援について」</p> <p>民間支援団体が適切かつ効果的に被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供及び助言その他の必要な施策</p>	ご意見を参考に、条例（案）において反映させていただきます。	B

	を講ずること。		
55	<p>「その他への追加 支援対象者について」</p> <p>世帯分離している家族、親族は避難する時、現行の国、県の制度だと自費で負担することになっており、経済的、精神的にも負担が大きいので、家族同様の支援としてほしい。</p>	ご意見については、参考にさせていただきます。	E
56	<p>「その他への追加 報道による二次被害の防止について」</p> <p>報道機関からの二次被害防止の為にどのようなことが市として条例で謳えるか、示していただきたいと思う。</p>	市内の事業者については、条例で二次被害の防止について役割を定め、市外の事業者は県及び国で役割を定めております。	E
57	<p>「その他」</p> <p>犯罪被害に遭うことは誰にでも起こりうることです。現在、全ての市町村に、「犯罪被害者やその家族等を支援する相談窓口」が設置されていますが、被害者等の多くが相談窓口の存在を知らず、支援につながる事ができていません。犯罪被害者等に特化した条令制定を機に、人により傷つけられた犯罪被害者等地域の皆様の温かい手で支えていただく仕組みをつくっていただくことを求めます。犯罪被害に遭った際には、市町村の窓口で相談することが住民の常識となり、地域で安心、安全に暮らしていける社会となることを願っています。</p>	ご意見については、参考にさせていただきます。	E